

山梨県社会福祉協議会

社会福祉士修学資金貸付規程

(趣旨)

第1条 この貸付規程は、山梨県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づき、山梨県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する社会福祉士修学資金の貸付方法、事務手続等を規定し、修学資金貸付けの適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付けの申請)

第2条 社会福祉士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、社会福祉士養成施設等(以下、「養成施設等」という。)(「養成施設等」とは、要綱第4条第1項に定める施設をいう。)をとおして山梨県社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

①養成施設等又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の高等学校における
学業成績表

②健康診断書

③在学する養成施設等の長の推薦書(第2号様式)

④身上書(第3号様式)

⑤連帯保証人に関する調書(第4号様式)

⑥戸籍抄本

⑦住民票の写し

⑧申請者と同一の生計支持者の所得を証明する書類

⑨連帯保証人の所得を証明する書類

⑩その他会長が必要と認める書類

(なお、誓約書(様式1)、就業希望等申告書(様式2)は提出必須とする。)

(2) 前項の規定にかかわらず、外国人への修学資金の貸付については、(別添1)外国人における取扱いにより関係書類を添えて提出すること。

(3) 貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)である者は、加算して貸付を受けることができるため、それを証明する書類を提出すること。

(貸付決定)

第3条 会長は、前条の修学資金貸付申請書を受理したときは、当該申請書及び添付書類を審査のうえ、修学資金の貸付けの適否を決定するものとする。

(2) 会長は、前項の規定により修学資金の貸付けの適否を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第4条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

(2) 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む者で、原則として県内に居住する者でなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は、親権者又は後見人でなければならない。

(3) 前項の規定にかかわらず、外国人については、(別添1)外国人における取扱いによるものとする。

(4) 申請者又は修学資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(契約)

第5条 修学資金の貸付けは、修学資金貸付契約書(第5号様式)により契約を締結して行うものとする。

(貸付方法)

第6条 修学資金は、三月分を一括してその最初の月に貸付ける。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(受領書等の提出)

第7条 前条の規定により借受人は、そのつど受領書(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

(2) 修学資金の貸付契約に係る全額の貸付けを受けた者は、当該修学資金の受領後、直ちに修学資金借用証書(第7号様式)を会長に提出しなければならない。

(契約解除)

第8条 会長は、借受人が、次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④死亡したとき。
- ⑤修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- ⑥その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(2) 会長は、契約を解除するときは、その旨を修学資金貸付契約の相手方又は、その保証人に通知するものとする。

(貸付けの停止)

第9条 会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行わないものとする。

(返還債務の免除手続)

第10条 修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書(第8号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(2) 会長は、前項の修学資金返還債務免除申請書を受理したときは、これを審査し、修学資金の返還の債務の免除を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還手続)

第11条 借受人は修学資金を返還する事由が生じたときは、当該事由が生じた日から起算して15日以内に、修学資金返還明細書(第9号様式)を会長に提出しなければならない。

(2) 前項の規定により修学資金返還明細書を提出した者は、当該修学資金返還明細書に係る返還方法を変更しようとするときは、修学資金返還方法変更申請書(第10号様式)を会長に提出して、その承認を得なければならない。

(返還債務の猶予手続)

第12条 修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(第11号様式)に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(2) 会長は、前項の修学資金返還猶予申請書を受理したときは、これを審査し、修学資金の返還の債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第13条 借受人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- ①借受人又は連帯保証人の氏名又は住所を変更したとき。(第12号様式)
- ②借受人が休学し、若しくは停学処分を受け、復学し又は退学したとき。(第13号様式)
- ③借受人が卒業したとき。(第14号様式)
- ④修学資金の借受けを辞退しようとするとき。(第15号様式)
- ⑤社会福祉士等の業務に従事し、又は従事しなくなったとき。(第16号様式)

⑥社会福祉士等の業務に従事する施設等を変更したとき。(第17号様式)

(2) 連帯保証人は、借受人が死亡したときは、速やかに死亡届(第18号様式)によりその旨を会長に届け出なければならない。

(台帳)

第14条 会長は、修学資金の貸付の状況を明らかにするため、社会福祉士修学資金貸付台帳(第19号様式)を備えておくものとする。

(選考委員会)

第15条 修学資金の貸付を受ける者の選考の公正を期するため、山梨県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付選考委員会を置く。

(実施細目)

第16条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

(別添1) 外国人における取扱い

1 申請時期及び申請方法

申請者は、各年度において会長が指定する期日までに、養成施設等をとおして申請する。

2 申請書類

- 1) 修学資金貸付申請書【外国人用】(第1号-①様式)
 - 2) 在学する養成施設等の長の推薦書(第2号様式)
 - 3) 身上書(第3号様式)
 - 4) 連帯保証人に関する調書(第4号様式)
なお、連帯保証人が法人となる場合は、次の書類を提出すること。
 - ①連帯保証人承諾書【法人保証】(第4号-①様式)
 - ②勤務証明書【法人保証】(第4号-②様式)
 - ③連帯保証についての申出書【法人保証】(第4号-③様式)
 - 5) 健康診断書
 - 6) 在留資格の確認できる書類〔在留カードの写し(表面、裏面)〕
 - 7) 住民票の写し(世帯全員のもの)
 - 8) 申請者と同一の生計支持者の所得を証明する書類
 - 9) 連帯保証人の所得を証明する書類
なお、連帯保証人が法人となる場合は、次の書類を提出すること。
 - ①法人登記事項証明書の写し
 - ②直近2か年の法人決算書等の写し
 - ・貸借対照表、事業活動収支計算書 等
 - *なお、連帯保証額を担保する預貯金、積立金部分に代表者印を押印すること。
 - ③法人として連帯保証を行う意思決定が確認できる書類
 - ・理事会や取締役会等の議事録の写し(原本証明済) 等
 - 10) その他会長が必要と認める書類
 - ・法人の内部規定、定款 等
- なお、誓約書(様式1-①若しくは1-②)、就業希望等申告書(様式2)は提出必須とする。

3 連帯保証人について

県内の社会福祉士養成施設に修学する外国人については、個人(日本国籍を有する者、永住者の在留資格を有する者又は特別永住者に限る。)の連帯保証人を立てることが困難な場合は、法人による連帯保証を認めるものとする。

4 法人保証の要件

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

- 1) 次のいずれかの法人であること。
 - ①貸付申請者が入学する社会福祉士養成施設等を運営する法人
 - ②貸付申請者の就労予定先又は借受人の就労先が、社会福祉士等業務に従事したことによる返還免除要件に合致する施設等である場合における当該施設等を運営する法人
 - ③その他、本会が認める法人
- 2) 保証能力を有する法人であること。
複数の貸付の連帯保証人となることを可能とするが、連帯保証額の累積額を上回る預貯金を有していること。
- 3) 連帯保証人になることについて、法人内で承認されていること。

留意事項 ①連帯保証人となる法人は、貸付申請者が所定期間社会福祉士等業務に従事して返還免

除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係にあること。

②連帯保証人となる法人は、貸付申請者の退学、卒業、退職等により、貸付申請者との関係が変化したり、関係が無くなった場合においても連帯保証人としての責務を負うものとする。